

教育による法整備支援 —望ましい制度への距離—

東京弁護士会会員
杉田 昌平
Sugita, Shouhei

1 はじめに

筆者は、2015年6月15日から現在まで、名古屋大学とハノイ法科大学が協定により設置した、日本法教育研究センター（ベトナム）（以下「CJLV」という。）に特任講師として赴任している。名古屋大学では、アジア法研究・法整備支援研究などの遂行を目的とする部局として「名古屋大学法政国際教育協力研究センター」（以下「CALE」という。）を設置しており、CALEの海外拠点の一つがCJLVである。CALEは、2005年以降7カ国8都市に海外拠点として日本法センター（以下「CJL」という。）を設置しており、CJLVは、2007年9月に、ウズベキスタン、モンゴルに続く3番目のCJLとして開設され、2017年9月に10周年を迎える。

2 CJLVにおける業務

CJLVにおける筆者の業務は、主として（1）CJLVの運営業務、（2）学生への教務、ならびに、（3）ベトナム法および法整備支援に関する研究業務の3つに区分される。

一般的な弁護士の業務との比較で特徴的なのは、（2）学生への教務だと思う。日本がベトナムへの第1位の援助供与国（2015年）であり¹⁾、また、韓国に続く第2位の投資国（2015年12月31日までの総計）である²⁾ことの影響があると思われるが、CJLVへの入学希望者は多い。毎年、ハノイ法科大学には約2000名の学生が入学するが、そのうち約300名がCJLVで学ぶことを志望しており、入試により25名が選抜される。選抜された学生は、ハノイ法科大学の授業

と並行して、4年間かけて日本語と日本法を学び、特に優秀な2~3名の学生は、卒業後日本に留学する。筆者は当該課程で、日本法を教えている。指導で用いる言語は日本語であり、「日本語による日本法教育」がCJLの特徴である。

3 教育と法整備支援

名古屋大学のこういった事業は、法整備支援³⁾という文脈の中に位置づけられている。ところで、なぜ、この「日本語による日本法教育」は法整備支援の中に位置づけられるのだろうか。教育が、国家の政策レベルにおいても重要な地位を占めることは理解できるが、個人の教員にとっては、教育とは、目の前の学生がそれぞれ持つ才能を開花させていく手伝いをするという、草の根的な、個別的でささやかな営みだと思う。実際、筆者の主な助言相手は政府ではなく学生であり、助言内容は法の起草方法ではなく法の学び方だ。一見した限りでは、国の基盤づくりとは関係ない。それを、法整備支援という外交的・政策的⁴⁾とも言える事業に分類する趣旨はどこにあるのか。

理論的には、いくつかの答えを用意できるよう思う。例えば、「東南アジア諸国などでは、日本の長年にわたる法整備支援の成果として、日本の法律を参考に法律が整備されている国もある。そういう国では、日本法を参考にして制定された法律を運用・改善していくためにも、日本語を理解する日本法の専門家が必要であり、『日本語による日本法教育』では、そういう日本法の専門家を育成する。つまり、制

1) 外務省『2016年版開発協力白書 日本の国際協力』(2017) 211頁

2) General Statistics Office, Statistical Yearbook of Vietnam 2015, pp. 235 (2016).

3) 本稿では「法整備支援」の概念を論じることが目的ではないので、2013年5月「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」で定義づけられている「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の中の自助努力を支援するとともに、途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援する」活動との定義を用いる。

4) 自由民主党政務調査会司法制度調査会「『法の支配』を基盤とする『日本型司法制度』～ソフトパワーとしての『司法外交』の展開～（中間提言）」(2016年5月24日)、および、2013年5月「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」参照。

定法の法整備支援を補完するような人的な法整備支援を行うため、法整備支援に位置づけられる。」といった回答は、可能のように思う。

4 望ましい制度へ

もちろん、そのような側面がないとは思わない。しかし、現場で学生と対面する者として感じるのは、別の側面による国の基盤づくりの萌芽である。

日本が法整備支援を行っている国における透明性は、いずれも低い。腐敗の問題に取り組む国際的なNGOであるTransparency Internationalの調査によれば、筆者が赴任しているベトナムにおける腐敗認識指数は33/100であり、調査対象の176国・地域中113位である⁵⁾。誤解がないように付言するが、全てのベトナムの公務員が汚職をしているかといえば、そうではない。むしろ、多くの人は法に忠実であり、汚職を良いものとは思っていないと感じる。しかし、金銭の授受の現場こそ見たことがないものの、汚職は存在しているとも思う。

この汚職を含めた透明性の低さ⁶⁾は、学生にも影響する。例えば、公務員になるには縁故や家庭の裕福さが重要だとまことしやかに言われ、その結果として、筆者が教える学生にも、この透明性の低さのために、最初から裁判官や検察官などの一定の職業に就くことを諦めている者が存在する。好ましくない事態だと思うし、仮に能力によらずに人材の登用がされるのであれば、いくら国の基幹人材の養成を目標に教育を行っても、画餅に帰す。

この透明性の低さという問題は、法的・倫理的な個別の問題というより、制度的な問題だと思う。ベトナムの法律によれば、公務員の給与は低い。例えば大臣級であっても手当を除く給与額は、計算上、11,737,000VND～

12,463,000VND（約59,000円～62,000円）とされる⁷⁾。しかし、6万円前後の給与では、ベトナムであっても、十分な生活をすることや子供に望ましい教育を受けさせることは難しい。そのため、公務員は、法律上の給与に加えて、合法にせよ違法にせよ何らかの別の職務をして生活の糧を得る必要があり、それが、透明性を低くさせる基礎となっているように思う。

この基礎の部分は、最近の研究の区分に従えば、時間をかけて生成された制度である非形式的制度に分類されるようと思う⁸⁾。ベトナムも、法律で汚職は禁止されているが、後から創造された形式的制度によって、非形式的制度に基づきできあがった透明性の低さを変えることは難しい。

ところが、筆者は、ベトナムに赴任中いくつかの希望を感じる場面に遭遇した。特に大学ならではの貢献として、学生に、学習の過程で持てる才能を開花してもらい、また留学経験と学位という外形上測りやすいレッテルを付与することで、透明性の低さを超えて、職業選択の自由を広げてもらうことが可能であり、実績も出て来ている。能力に応じて評価し、能力によって登用される例が増えれば、徐々にではあるが、非形式的制度に変化をもたらしうるのではないかと思うし、その兆候を感じる。

それでも、これを法整備支援と位置づけることに自信があるわけではない。ベトナムの社会が変化するのか、変化すべきなのか、突き詰めていくと答えに窮する。法整備支援として、僅かながら、法の支配の普及に、現状の制度と望ましい制度の距離を縮めることに貢献していると信じたいが、その当否は、将来、CJLVの卒業生に、彼ら彼女らの活躍を通じて教えてもらいたいと思う。

5) Transparency International, CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2016, http://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2016 (最終閲覧：2017年4月21日)

なお、腐敗認識指数につき日本は72/100で20位である。

6) 本稿では、典型的な汚職に加えて、縁故に基づく採用など公正性に疑いのある行為を含めて「透明性の低さ」との用語を用いる。

7) ベトナム内務省の通達(05/2016/TT-BNV)、ベトナム政府の議定(47/2016/ND-CP)および国会常務委員会の議決(730/2004/NQ-UBTVQH11)による。

8) 松尾弘『開発法学の基礎理論 良い統治のための法律学』(勁草書房、2012) 121頁